

フランスにおける死刑廃止

— 死刑の在り方についての勉強会 —

2011.12.19

中央大学法科大学院

小木曾 綾

1. 廃止以前の死刑制度

- ◇ 死刑、無期・有期（最長 20 年）の収監刑
- ◇ 外患誘致、謀殺、毒殺、嬰兒殺、現住建造物放火などに法定
- ◇ 執行方法は革命期から廃止まで一般犯罪はギロチン、国家に対する罪や軍法違反は銃殺
- ◇ 執行は大統領による恩赦が退けられた後
- ◇ 執行件数
 - 1920 年-29 年 116 件（宣告 361 件）
 - 1930 年-39 年 79 件（同 199 件）
 - 1940 年-49 年 156 件（同 364 件）
 - 1950 年-59 年 45 件（同 129 件）
 - 1960 年-69 年 10 件（同 32 件）
 - 1970 年-74 年 3 件（1972、1973 年に執行）
 - 1975 年-81 年 3 件（1976 年、1977 年に執行、1970 年以降の宣告 19 件）

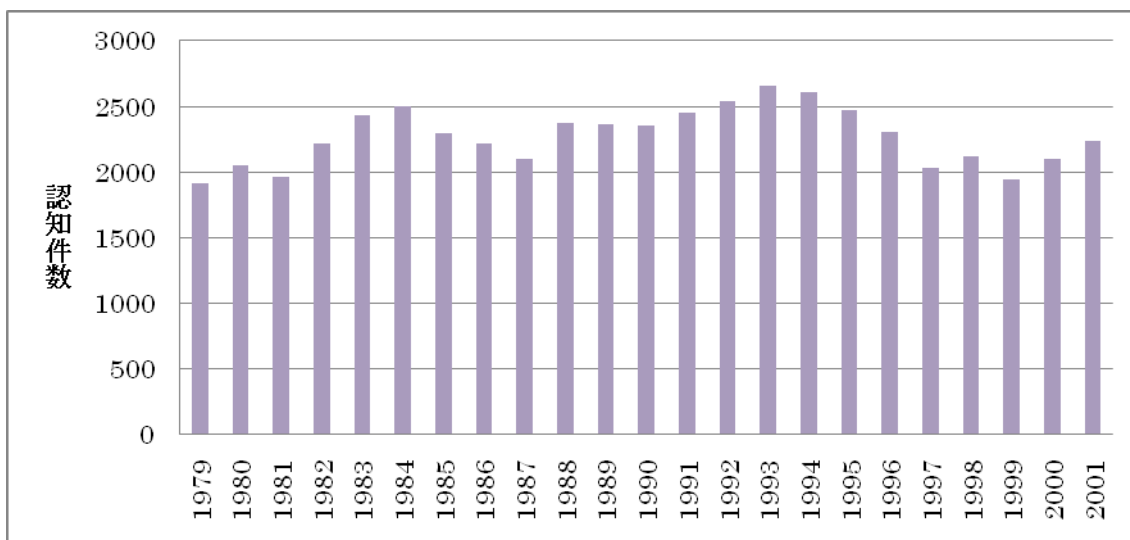
2. 廃止の経緯・背景

- ◇ 1981 年 10 月 9 日法（loi n° 81-908 du 9 octobre 1981）で廃止
- ◇ 強い政治家の意志
- ◇ 犯罪対策における寛容主義と厳罰主義の対立
- ◇ 1981 年の大統領選挙候補者の死刑に対する態度
 - ジスカール・デスタン
 - ジャック・シラク
 - フランソワ・ミッテラン
- ◇ ロベール・バダンテール法務大臣
- ◇ 世論
 - 1978 年-1980 年 死刑制度に賛成 60%弱、反対 30%強
 - 1982 年-1991 年 死刑制度復活に賛成は 50%-60%台
- ◇ 国際的な死刑廃止の潮流
 - 1971 年の国連決議
 - 1980 年の欧州評議会 727 決議
 - 欧州議会の 1981 年 6 月 18 日決議

- 市民的及び政治的権利に関する国際規約 6 条
- ヨーロッパ人権条約第 6 議定書第 1 条
- ◇ 廃止法案での代替刑規定の有無

3. 廃止後の状況

- ◇ 法案制定時の確定囚はいずれも無期刑に減刑
- ◇ 有期収監刑の上限は 20 年から 30 年に引上げ
- ◇ 保安期間の延長
- ◇ 2011 年 1 月 1 日現在の自由刑受刑者のうち、重罪で 5 年以上の収監刑に服している者は 7916 人 (25.9%)
 - 5 年-10 年未満 2.3%
 - 10 年-20 年未満 68.7%
 - 20 年-30 年 22.6%
 - 無期刑 6.4%
- ◇ 2007 年の憲法改正により死刑廃止を憲法条項に (66 条の 1)
 - 国際人権 B 規約の第 2 選択議定書批准のため
- ◇ 廃止後の殺人の認知件数



【参考文献】

- ✓ ロベール・バダンテール (藤田真利子訳) 『そして、死刑は廃止された』 作品社
- ✓ 青木人志「死刑存廃論議への比較法的接近」一橋論叢 115 巻 4 号 734 頁
- ✓ 林眞琴「死刑廃止後のフランス」罪と罰 32 巻 1 号 51 頁
- ✓ <http://www.ladocumentationfrancaise.fr/dossiers/abolition-peine-mort-index.shtml/abolition-peine-mort-introduction.shtml>